

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 5 日			
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室			
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分	委員長	滝本 幸夫
	閉 会	午後 2 時 2 5 分	委員長	滝本 幸夫
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
	寺田 悟	○	滝本 幸夫	○
	福永 桂子	○	楠 浩幸	○
	荻野 利明	○	神谷 里枝	○
説明のため出席した者の職・氏名	市民安全部長	山本 健介		
	保険年金課長	佐原 敬		
	課長代理兼後期高齢者医療係長	山中 裕美		
	国保年金係長	藤田 由記子		
	健康増進課健康づくり係長	高須 永味子		
職務のため出席した者の職・氏名	局長 内山 浩二	書記 高橋 俊貴	書記 白井 麻貴	
会議に付した事件	令和 6 年 9 月 定例会付託議案審査			
会議の経過	別 紙 の と お り			

傍聴議員：竹内祐子、山本晃子

総務経済委員会会議録

令和6年9月25日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

[午前10時00分 開会]

○滝本委員長

それでは、所定の定足数に達しましたので、ただいまから総務経済委員会を開催したいと思います。

なお、本日は傍聴の申出がありまして、竹内議員と山本議員が傍聴に来られております。よろしくお願いいたします。

本委員会に付託された議案は既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございます。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようにお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室に出入りをするにつきましても、あらかじめ許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○滝本委員長 よろしいですね。

それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

部長の挨拶、一言よろしく。

○山本市民安全部長 おはようございます。今日は決算の審査特別会計、当部では2つの特別会計がございます。国民健康保険事業と後期高齢者医療事業のほうです。どうぞよろしくお願いいたします。

その前に先立ちまして、まず2点ほどちょっと、1点目のおわびでございます。既に情報のほうは配信させていただいておりますが、後期高齢者医療事業のほうにおきまして、通知書と一緒に入れた請求書のほうが違う人の分が入ってしまって、32通送ったもの全て誤りがあったということで大変御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

原因につきましては、報道発表にもありまして、ダブルチェックしてなかったということでございますが、ダブルチェックができなかった、しなかったことにつきましては、もちろんそれは当然やっておくべきことがやってなかったということは一つ問題ではあるんですけども、そのダブルチェックができなかった理由っていうのが本当の理由ってのがまた別にあるはずで、その理由をしっかりと精査しないことには、また同じようなミスが起きてしまうということが明白でございますので、そちらにつきましては、今日、係長、課長、課長代理来ておりますけれども、課の中でしっかりとそこら辺を検証していただいて、同じようなことがないように、それから、事態が起きた場合につきましても速やかに対応ができるような体制というものを考えていただきたいということを課のほうには伝えてあります。

なお、実際に32通送りましたが、31通につきましては既にもう回収ができておりまして、残る1通につきましても、送り先の方とはもう連絡が取れておりまして、来週中には早い段階で回収ができる見込みとなっておりますことを申し添えさせていただきます。

本当に申し訳ございませんでした。

あとそれともう一点でございますが、今日決算の場ではございますが、来年度に向けて来年度、国民健康保険の税率改正のほうを検討しております。こちらにつきましてもですね、市長のほうから審議会のほうに諮問を行いまして、その場で揉んでいただいて、12月には答申を頂くというような予定になっております。

結果につきましては、また1月に入ってからになると思いますが、委員の皆様方にも勉強会等で情報提供させていただきまして、内容について御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日どうぞよろしくお願いたします。

○**滝本委員長** 御挨拶いただきましたので、早速議案第91号湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算認定についてを議題といたします。

決算書は14ページから19ページ及び309ページから329ページ、主要成果の説明書は183ページから202ページまでになります。

これより質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに歳入について質疑を行います。

神谷委員。

○**神谷委員** 決算書の308ページになります。

1款1項です。国民健康保険税の収納率と不納欠損額が577万2,488円増額となっておりますが、主な理由をお伺いします。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** お答えします。

令和5年度分の収納率は、現年では95.52%と昨年と比べ0.65%下がっております。また過年度では27.22%と0.13%上がっております。全体として見ると87.73%でありまして、これも0.68%下がっております。

令和5年度においてですね、不納欠損は260件ありました。不納欠損をする前に、滞納者に資力があるかどうか財産調査を行いまして、資力があれば滞納処分、なければ執行停止処分、執行停止後3年経過で不納欠損となります。そのため、過去の処分内容によりまして、当年度の不納欠損金額の大きいのか小さいのかが決まります。

令和元年度と比較しまして、令和2年度は執行停止の件数が増加したため、令和5年度の不納欠損額は令和4年度より577万2,488円増加しております。

不納欠損の主な事由としまして、1つ目は財産や資力がない、あとは生活困窮等で資力の回復が見込めないケース。2つ目は、本人の所在が不明、出国済みで滞納処分ができる財産が見つからないケース。3つ目に本人が死亡している、あと相続放棄や法人の破産等のケース。これらについて、おおむね3年から5年の期間を経て、時効等による不納欠損処理を行っております。

なお、令和5年度の不納欠損は、財産資力がない方への処分が208件、872万6,454円、生活困窮等の資力の回復が見込めない方への処分が6件、44万5,285円、本人の所在が不明、出国済み等で財産が見つからない方への処分が38件、201万4,219円、本人が死亡しているとか相続放棄や法人の破産等の処分が6件、11万4,401円です。その他は2件1,880円。合計260件、1,130万2,239円となっております。

以上になります。

○**滝本委員長** よろしいですか。神谷委員。

○**神谷委員** そうしますと、令和4年度が260件で、今足せばいいんですけども、令和5年度は合算で何件になったわけですかね。

○**滝本委員長** 当局、お願いします。保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** 令和5年度はですね260件です。金額が1,130万2,239円となります。

以上になります。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 令和5年度が260件っていうこと、何か最初、令和4年度は260件って自分が聞いたような気がしたんですけど、そうではないですね。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** 260件です。合計260件です。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、件数的には前年度と比べてどうだったんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度は113件ありました。金額が552万9,751円になります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。すごい増え方だなんていうのがちょっと確認できましたので、はい。取りあえず了解です。

○滝本委員長 よろしいですか、ほかには。寺田委員。

○寺田委員 1款国民健康保険税の滞納の主な原因をお聞きます。あわせて滞納件数も分かれば教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 国民健康保険税の滞納の主に4つの原因があります。経済的困難。収入が低くて生活費の負担が大きいため、保険料の支払いが難しい世帯が多いということです。次に、保険料の負担が増加していると。保険料が上がりますと、家計にさらなる負担がかかりまして、支払いが困難になったと。次に、居住地不明。これはですね、住んでいるところに住んでいないなど、行く行くは職権消除の申請をするような形のケースです。それからですね手続や情報が不足していると。必要な手続や納付期限などについての理解不足や情報が行き渡らないことも原因の一つであります。

令和5年度末の時点で、このような滞納を減らすために、次のような措置を行っております。納期限後20日以内に督促状を送付する。それから年二、三回の催告書の送付。あとは窓口での納付相談の実施。あとは電話催告とか臨戸訪問です。それでは差押えなどの措置をしております。これらの方法で滞納者の減少を目指しております。

あとですね、滞納の件数についてはですね、6月1日現在になるんですけど、令和5年度6月現在になりますけども滞納世帯数は352件です。滞納世帯率としてはですね4.9%になります。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 今4つの大体理由ですね主な原因ということだったんですが、手続とか情報不足ですね、ここはちゃんと説明すればですね資力のある方々っていうことですよ。そうすると、あとこの経済困難、保険料負担ですね、経済的にも困窮しているということですけども、こういった方々っていうのは全く回収のめどが立たないってことですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 このようなケースの方はですね、一括で払えと言っても払えないもんですから、分納の契約を結びまして、それからその分を月々1万円だとか2万円だとか、そういうような感じで納めていただいています。

以上であります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 いろいろ資産調査をされると思うんですけども、そういう方々はもう当然国民健康保険に入ってますので、もし傷病等した場合は治療にかかると思うんですけども、そのときは本人であればやっぱり3割負担っていうことでよろしいわけですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

また、滞納者の場合には、ある程度たまってしまいますと、期間を短くして、例えば半年間だとかです。そのような健康保険証を発行します。それからそれを継続する場合には、納税相談を実施しまして、こちらの方に来ていただいて、また事情によっては短期証を発行していただくか、そういうような形になります。

以上であります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 よろしいですか。福永委員。

○福永委員 さっきのことなんですけども、電話の催促などをされるっていうことなんですけど、それって携帯電話とかそういうのを聞いてらっしゃるとか、固定電話に対してなのか、いつの時点でそういう電話の催促っていうのは入るのか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 申請をしていただいたときにですね電話番号などを把握するような形を取っております。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。

いつの時点でそれ、催促の電話されるんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 滞納整理に行く前に電話催告だとかですね、そういったこともございます。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 いいです、分かりました。

○滝本委員長 では、次。福永委員。

○福永委員 歳入ですね、決算書の308ページで、説明が185ページです。1款の国民健康保険税の軽減世帯の数と割合を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

国民健康保険税を計算するときに、世帯の国民健康保険加入者数を加入者の所得により設定された基準に基づきまして、均等割額と平等割額の合計金額が7割、5割、2割の軽減を受けることができます。令和5年度では、全体の54.2%の世帯の方がですね、本算定時の世帯数なんですけども、7,198世帯のうち3,900世帯が軽減措置を受けております。

軽減世帯の内訳なんですけど、7割軽減を受けた世帯が1,665世帯、5割の軽減を受けた世帯については1,240世帯で、2割軽減を受けた世帯については995世帯になります。

例えばですね、収入の非常に少ない世帯の方で例えば7割軽減を受けられる方、受けることができた場合なんですけど、本来10万円の国民健康保険税が3万円に軽減されることになります。このように軽減負担措置が適用されますと、負担が大幅に軽減される仕組みとなっております。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 数とこの割合っていうのは、前年と比べてどうなんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度につきましてはですね、これも本算定時の数になるんですけど、世帯数になります。

けど7,437世帯ありまして、7割軽減でいいますと1,711世帯で23%の世帯になります。5割軽減の世帯になりますけど、1,262世帯の17%です。2割軽減の世帯につきましては、1,009世帯で13.6%になります。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 それほど大きな変化はないというところですね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりになります。

以上になります。

○滝本委員長 よろしいですか。福永委員。

○福永委員 これってすごく大事な実態把握だとは思うんですけど、やっぱり、そうですね生活水準の分析とか、生活支援や福祉政策を見直す材料にはなると思うんですね。そういうところで、話をされたりとか、何かそういうことはありますか。もう単に計算して、数字を出していただけですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについてはありません。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 大事なのでやっぱり、情報提供のやり合いというのは大事ななとは思いますが。

終わります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 外国籍の市民の方の国民健康保険の加入状況、加入率を伺います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度末の時点で被保険者全体、これが1万425人いるわけなんですけど、そのうち国民健康保険に加入している外国人の市民は459人が加入しております。

また、被保険者全体1万425人のうち4.4%が外国人になります。令和4年度末では、被保険者が1万961人のうち447人で4.1%でありましたので、前年と比べますと12人、0.3%が増加しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分母の被保険者、1万4,025人ですか、これは社会保険に入っていないって、国民健康保険の対象者っていう理解でいいですね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりであります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうしますと、かなり加入率が低いように思うんですけども、そういったこの数字について、担当部局としてはどのように認識をされているんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

入国されたときにはですね健康保険証を持ってないものですから、国民健康保険に入りまして、それからしばらくしてですね社会保険、会社勤めをされまして社会保険に入られていくと、そんな形が多いと思います。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 ごめんなさい、質問の意図が伝わっていなかったようなんですけども、今の現状の外国籍の市民の国民健康保険の加入率に対して、担当部署としてはどのように認識をされているのかを伺いたかったです。

○滝本委員長 どうぞ、保険年金課長。

○佐原保険年金課長 少しお待ちいただいてよろしいですか。

○滝本委員長 はい、結構ですよ。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 うちのほうで1万425人の中で、社会保険に入られている方だとかはですね特に把握はできていないわけなんですよ。

一応ですね社会保険に入っている方の人数っていうのは5万人とかいると思うんですけど、そのうち国民健康保険に入ってる方の人数っていうのは特に、入らなければいけない人というのは特に把握はできていないということになります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 国民皆保険なんでね。本来は健康保険に入るべきルールなんですけども、入ってない方がね、ルールをちゃんと理解をして入国をしていらっしゃると思うんですけども、そこについては行政としてはやっぱり関与できない部分なのかどうなのかだけを聞いたかったです。

○滝本委員長 保険年金課長、どうぞ。

○佐原保険年金課長 市民課のほうへ転入届があった場合については、その方が国民健康保険に入ってるかどうかについては、うちの方に回すというか、確認するような形を取っております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうしますと、社会保険に入っているかどうかまでは確認をしていないということですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 転入された方についてはですね社会保険に入っている方については、うちのほうに回るってのは変なんですけど、うちのほうに回るというか回していただかないような形を取っております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。

セーフティネットとしてね、国民健康保険に加入いただける、社会保険入ってればいいんですけども、そういうルールがちゃんと伝わってなくて、加入できてないということが、取りこぼしのないようにやっていただきたいなっていうふうに思ったものですから質問しました。また引き続きよろしくをお願いします。

終わります。

○滝本委員長 よろしいですか。

次を。福永委員。

○福永委員 保険税の未納とかは発生してるかどうかっていうことは外国人の中で分かるんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 今ちょっと資料がなくてですね、ちょっと調べてみないことには分からないわけです。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 収入の不安定な外国人の方もたくさんいらっしゃるだろうし、またやっぱり今お話があった制度の理解不足などもありますので、やっぱりそういうところはちゃんと調べておいたほうがいいと思いますけども。

なんや分からないんだけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 よろしいですか。

日本人についてもですね、外国人についても、対応される方については同じような通知をですね、例えば外国人の方ですねポルトガル語だとかスペイン語のものの文書をつけてですね送っています。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 どない言ったらいいか分からない。

○滝本委員長 暫時休憩します。。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○滝本委員長 では、休憩を解いて、どうぞ。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 国籍別には、特に抽出はしてないです。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 国籍について聞いているわけじゃない。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについてはですね、外国人のですね滞納者が何人いるかという問題については、今ちょっと資料がないので、ちょっとすぐに分からないんですよ。

以上になります。後ほどお答えします。

○滝本委員長 いい。福永委員。

○福永委員 でも分からへんし。

○滝本委員長 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○滝本委員長 では、休憩を解いて、始めます。

はい、どうぞ。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、外国人の滞納者については特に集計は取っていないわけなんですよ。

それからその集計を取る中で、手作業でちょっと調べる必要があるものですから、今ここにはそのデータがないわけなんですよ。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 ちょっと理解がちょっとしにくいんですけども。はい、分かりました。

ただ、やっぱりあのそういうことって、文化的な背景にも寄ってくる、その外国人の医療の利用をどういうふうにしてもらうかっていうことに物すごく大きく関わってくるので、やはり大事な部分かなと思います。いいです。

以上です。

○**滝本委員長** よろしいですね、じゃ次へ行きたいと思います。荻野委員。

○**荻野委員** 4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節の特別交付金の中の保険者努力支援分は、どの努力がどの程度評価されているのかお願いします。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** 保険者努力支援分は保険者としての努力を行う都道府県や市町村の医療費適正化、予防健康づくりなどの取組に応じてですね国が交付金を交付する制度であります。

主なもので、国民健康保険税の収納率や後発性医薬品、ジェネリック医薬品の使用なんですけど、その促進などの取組、生活習慣病の発症予防、重症化予防などの取組が適正かつ客観的な指標に基づいて評価され、評価点により交付金が交付されております。

国民健康保険税の収納率についてはですね、市町村の規模別で全ての自治体の上位3位に当たる収納率を達成することや、生活習慣病の発症予防や重症化予防にあつては、国保データベースシステムなどにて健康課題を抽出し、健康増進や疾病予防に関する働きかけをすることなどが評価されております。

また令和5年度は、取組評価分としまして2,003万円で、事業費分としまして407万2,000円、合わせて2,410万2,000円が交付されております。令和4年度と比べて282万9,000円の減少であります。

なお、今年度及び来年度以降についても保険者としては努力していきます。

以上になります。

○**滝本委員長** 荻野委員。

○**荻野委員** 努力してもらうのは当然だと思うんですけども、要するに、滞納を減らせとね、そこにたくさん交付しようという制度ですよ。

○**滝本委員長** よろしいですか。神谷委員。

○**神谷委員** 決算書310ページ、同じところになりますけれども、特別調整交付金が311万5,000円減額となった理由をお伺いします。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** 特別調整交付金分は、自発的失業者の軽減、いわゆる会社都合の退職の軽減分だとか、システム改修に係る経費として国が交付金を交付する制度になります。この額が令和4年度と比べますと、311万5,000円の減額でありました。減額の主な理由はですね、令和4年度施行されました未就学児の均等割軽減に伴うシステムの改修費236万5,000円によるものです。

以上になります。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**滝本委員長** 楠委員。

○**楠委員** 同じく歳入のところなんですけども、県の支出金なんですけれども、当初に対して1,800万円の減額があったわけなんですけど、その減額の理由を伺います。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** 県支出金のうち、普通交付金いわゆる医療療養費なんですけども、保険給付費の支出見込額を予算計上しまして、特別交付金もしくは前年度もしくは前々年度の実績に応じて予算計上しております。

当初予算額と決算額の乖離の要因は、被保険者の減少などによりまして県繰入金が大幅に減額となったためです。

以上になります。

○**滝本委員長** 楠委員。

○楠委員 被保険者が減少をしているというのは、予算からそんなに乖離するものなんですか。どうなんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 被保険者数が減ってるってことは分かるんですけど、それはその分というのは変なんですけど、そのために見込むことは不可能でありまして、例えば令和4年度分の実績だとか、令和3年度分の実績だとかによってそれを計上させていただいてると、そんな話になります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 減少の主な要因みたいなのは把握されていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 被保険者数の減少については団塊の世代の関係で、それで徐々に減っております。徐々にというのは毎年500人程度は減っております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうすると、普通に予算の算定時に安易に予測できるんじゃないかなと思ったんですけども。来年度の予算これから組み立てられると思うんですけども。その辺あたりは、勘案して被保険者の数が、今、課長言われるように500人ずつぐらい減ってくよってというのは毎年のトレンドだと思うんですよ。

予算の組み方として、前年とか前々年の比較だと、1,000人とか普通に減ってくると思うんですけども、予算の組み方に問題はなかったですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 確かに令和5年度、令和6年度という形でですね500人程度減っていますので、一応それにつきましてはですね、例えば予算的には100%、今年度が100%の予算であれば、来年度については95%にするだとか、そういう努力はしていきたいなと思ってます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 また、今後の予算の算定のときに、そういったことを考慮して見込んでいただければと思います。

終わります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 決算書の312ページの主要施策のほうは187ページ、繰入金の中にですね、産前産後所得割・均等割保険税繰入金っていうものが9万7,000円入っておりますけれども、ちょっと内容の説明をお願いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和6年1月から出産しました、または出産予定の被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が産前産後期間の4か月分が免除されます。この免除された国民健康保険税を一般会計から繰出金としまして、特別会計へ繰入金として繰り入れするものです。

この一般会計から繰り出すお金はですね、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっております。国県の分につきましては、基盤安定負担金としまして一般会計に交付されます。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、これは今後ずっと続いていくものでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

以上になります。

○神谷委員 了解です。

○滝本委員長 続けてお願いします。神谷委員。

○神谷委員 決算書314ページになります。8款4項5目1節の雑入におけます普通交付金565万6,000円増額となっております。理由をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 2月診療3月決定分の医療費については、概算で県から交付されるために翌年度に精算となります。

返還金が静岡県国民健康保険団体連合会から一旦市へ歳入されまして、市は償還金としてその同額を県へ歳出しております。

概算金額は、その年の実績を基に算出しておりますが、追加交付となった場合、県と市で会計年度のずれが生じてしまうため、県の指示によりまして、追加交付にならないように算出しております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 もう一度最初のほうだけちょっとゆっくり目にお願ひできます、ごめんなさいね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 2月診療3月決定分の医療費についてはですね、概算で県から交付されるために、翌年度精算となります。

返還金が静岡県国民健康保険団体連合会から一旦市へ歳入されまして、市は償還金として、その同額を県へ支出しております。概算金額は、その年の実績を基に算出しておりますけど、追加交付となった場合、県と市で会計年度のずれが生じてしまうため、県の指示によりまして、追加交付にならないよう算出しておりますということになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうするとこの数字っていうのは、医療費の関係の支払っていうことですかね。年度によって多少増減があってもやむを得ないっていう、そういう解釈でよろしいです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

○滝本委員長 よろしいですか。

歳入について、ほかにございますか。

なければ歳出のほうに移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 では、歳出の方について質疑を行います。

質疑のある方、神谷委員。

○神谷委員 1款総務費におけます総務管理費、一般管理費におけます国民健康保険システム改修業務とは、どのような内容でしょうかお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

国民健康保険のシステム改修業務は、次の3つの目的に基づいて行われております。

まず1つ目なんですけど、納付書へのQRコードの印刷、これは令和6年度から使用されます納付書にQRコードを印刷するためのシステム改修の費用ですね、費用は165万円。次にですね、産前産後減免措置対応のシステム改修、これは産前産後の減税措置を実施するためのシステムの改修で、費用は330万円。もう一つがですね、高額療養費の償還機能の導入に伴う改修になります。高額療養費の償還機能を導入するためのシステム改修です。費用は319万円です。合計で814万円の委託料がかかっておりまして、それぞれの改修目的に応じた費用がかかっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 814万円の委託料の中で、国のお金っていうのは幾らぐらい含まれている形になりますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 この中で言いますと、先ほど話しました産前産後減免措置についてはですね、国から全額の補助があります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。

そうしますと、それ以外のQRコード印刷等が高額医療の関係は市単といたしますか、持ち出していく。繰入金で対応していくっていう考え方でよろしいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。寺田委員。

○寺田委員 決算書318ページと説明書192ページ、2款1項ですね、被保険者の療養給付費の伸びについて伺います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 まずですね、主要施策成果の説明書の令和5年度版の192ページと193ページのところを見ていただいでよろしいですか。

令和5年度分の医療費の総額は、被保険者の窓口で支払う費用、これが自己負担になるんですけど、それと国民健康保険の方ほうに、うちのほうに請求があった額、これは公費になるんですけど、その合計が主要施策の成果の説明書の192ページと193ページに記載がしてあります。

その中の192ページの表の下の表の中にありますですね、この中央にあります年間の費用額の合計、一番下の欄になりますけど、この42億9,772万1,543円とですね、あとは193ページの同じように一般被保険者療養費のですね費用額の年間の額のですね一番下の欄、合計の欄なんですけど、この3,271万6,685円、これを足したものが令和5年度の医療費の総額43億3,043万8,228円になります。この額が、令和4年度では42億7,310万5,426円よりも5,733万2,802円、前年度比1.3%増えております。これは医療費の高度化などが主な原因であると考えます。

なお、退職者被保険者の支払いはありませんでした。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 同じところなんですけれども、先ほどの答弁で被保険者は減少をしているっていう中で、前年度と比較し

ますとね、医療給付費増加っていうふうになっているんですけども、先ほどね、寺田委員の答弁でも医療の高度化っていうようなお話もありましたけれども、特にこういったところが高くなってるよとかっていうような要因があればね、教えていただきたいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 要因というか、対策でよろしいですか。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 要因と対策を伺っているのです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 全国的に医療費は上昇しているといった記事が厚生労働省から発表されています。当市も同様に、被保険者は減っておりまして、減少し続けております。また医療費は上昇しております。

この要因としては、やはりうちのほうでも医療の高度化ですね、あとは高齢化の進展などが主な主要因であると考えております。

対策としましては、メタボリックシンドロームに起因する疾患の予防のため、特定健診の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上に取り組んでおります。

また、各種健康教室や健康相談、保健推進員による健康啓発、健康マイレージ事業のなどで国民健康保険被保険者を含めた全市全体の健康課題に取り組む体制で、健康づくりの事業を実施しております。

医療の給付費が、どの保険者も増加傾向にあるんですけど、本市は医療費の水準については、23市の中で第2位ということで、努力支援の医療費の適正化に関する項目についても第2位ということになっております。健康づくりの対策の効果は出ていると認識しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 特定健診の受診率は高いということなんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特定健診の受診率はですね、県と比べて高いです。

静岡県の場合には、受診率が36.8%ということになっておるんですけど、当市の場合は、40.4%になっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうすると繰り返しになりますけども、医療費を抑えるためには、この特定健診の受診率をさらに高めていくということはいいんですかね。どうでしょう。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 具体的にはどんなふうに。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特定健診とか受診しまして、生活習慣病だとか言われてる方をデータを生かしていこうというふうに考えているわけです。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 いや、全然何か。

○滝本委員長 暫時休憩とします。

再開は10分後とします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○滝本委員長 それでは、休憩を解いて続けていきたいと思います。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 よろしいですか、先ほどの質問にお答えします。

医療機関から事業を行った検査結果の情報が受けられるように、その体制を整えていこうと思っています。令和6年度以降に予算がつけば、それを実行したいと思っています。

今年度につきましては、その調査の業務を、調査業務って医療機関のほうでの調査の業務だとかしておいた中で、令和7年度以降については予算がつけばそれを実行していきたいというように考えております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 それは何、対象者個別対応が可能っていうことでいいんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりになります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 期待をしております。

終わります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 決算書318ページ、主要施策が192ページの運営協議会費です。

運営協議会費が令和4年度はですね1回で10万6,000円、令和5年度は2回で7万円。回数が増えたにもかかわらず減額となった理由をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度については、運営協議会を2回開催しております。第1回目については、国民健康保険の保険事業の実施計画、並びに特定健康診査等の実施計画についての市長からの諮問と、第2回については、これらの答申をするために開催しております。

令和4年度につきましては、運営協議会の委員の任期満了に伴いまして、委員の交代があったために参考図書を購入しております。それから、静岡県国民健康保険団体連合会の主催の研修への参加が2名あったために、その交通費が令和5年度との差額となっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 私のほうからは、令和5年度の高額医療費ですね、決算書は320ページなんですけれども、前年と比較をして、1,000万円以上増加をしているんですけども、これもまた要因と対策を伺いたいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度の高額療養費は、医療給付費同様、医療の高度化、高齢化が主な要因になります。

対策としまして、当市の令和5年度の入院、外来の両方合わせた医療費の分析をしますと、1位が透析を含む慢性

腎臓病、2位が糖尿病となっています。糖尿病は、人工透析に移行する主な原因疾患であるために、糖尿病教室をはじめ、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを医師会や専門医、薬剤師会と連携しながら推進し、重症化の予防に取り組んでおります。

また、慢性腎臓病につきましては、高血圧とも関連が深いため、高血圧の重症化予防としまして、健診の受診勧奨や未受診者に関する保健指導を実施しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 透析ですとかね、糖尿病による入院っていうことなんですが、これは答弁ですと、医療費は高くなってるよっていうのも併せて、人も対象者も増えているっていうことなんじゃないかな。どうなんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 透析患者でいいますとですね、透析患者ということになるとちょっと増えてます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 先ほどのね、医療給付費のところでもお伺いしたので、生活習慣病予防等含めてですね、対応していただきたいなと思います。

終わります。

○滝本委員長 続きまして、神谷委員。

○神谷委員 決算書320ページ、出産育児一時金ですけども、令和4年度に比べまして14件も増えています。まずはこの14件も増えたっていうね、大きな要因というのはどのようにお考えですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度では31件の支払いをしておりますが、予算では30件を見込んでおりました。令和4年度では17件、令和3年度では28件、令和2年度は20件ありました。

この要因は、出産育児一時金、あとは産前産後保険料の免除など国民健康保険制度の社会保障の子育て関係の制度が拡充されたためだと考えております。

来年度以降についての見通しなんですけど、10月から始まった制度で、従業員が51人から100人の企業等で働くパート、アルバイトの方が、10月から始まる新たな社会保険制度に適用になる方もおりますし、それによって国民健康保険の加入者は社会保険のほうに皆さん移行されますので、1万人を割ってしまうと考えます。だもんですから、そのために対象者も減ってしまうと考えますが、次年度以降につきましても例年並みの予算を計上したいなと考えております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

そういった中でですね、出産育児一時金繰入金が令和5年度は1,000万円がいいですよ。前年度、令和4年度よりもちょっと8万円ぐらい減額になっている。これはどういうふうに捉えたらいいんですかね。人数は増えているのに市からの繰入金は減っているっていうのはどのように捉えたらいいんでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、ちょっとお時間いただけますでしょうか。

○滝本委員長 はい。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、その案件につきましてはですね、ちょっと後ほどお答えさせていただくという形でよろしいですか。お願いします。

○滝本委員長 分かりました。

よろしいですか。神谷委員。

○神谷委員 はい。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 今の関係でですね、出産育児一時金なんですけど、これ31件給付ということですけど、この異動のほうを見ると、出生30人ってなってるんですけど、その1件増えてる理由っていうのは、単なる年度またいで給付が遅くなったってことですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 今回の案件ですけど、主要施策成果の説明書の196ページの中の出産育児一時金という欄があるんですけど、その中の30件ということでよろしいでしょうか。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 これが給付件数が31件ということですよ。各1人に対して50万円で31人生まれたということ、単純にそういうことではないんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 この31件のうち、年度をまたいだとか、そういった件数もありますので、実際生まれているのがですね27件でありまして、例えば年度またぎで支払いをいただとか、そういった場合にはそれが4件ありましたので、31件という数になってます。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員、いいですか。

○寺田委員 一応確認ですけど、その中でですね、保険料の滞納者ってないですよ。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 たしか私の覚えの中でですね、1件は外国人の方で、滞納している方で、出産された方がいた覚えがあります。その方については取りあえず生まれたもんでお金を支払うんですけど、滞納しているもので、お金を譲ってほしいというか、それは変な話なんですけど、一応充当させてほしいよというような話をした覚えがあります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 先ほどですね出生が27件ってことですけど、この主要施策成果の説明書のですね189ページ見ると、出生30人ってなってるんですけど、この3人誤差は何ですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 主要施策189ページのデータを見ますと、出生が30人となっております。これについては国から求められたデータというのが30人と書かれていたもんですから、そのデータを、すみません、ちょっと待ってください。

○滝本委員長 暫時休憩とします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて再開します。どうぞ。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 先ほど言った189ページにつきましては、これは実際の生まれた件数でありまして、196ページの31件という話になりますと、実際請求があった件数になります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、先ほど出生が27件、年度ですね、そうやってお答えいただきましたけど、それで年度越えがね4件あったもんで31件だと。実際に出生は30人なん。どれが正しいんです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、ちょっと確認いたします。

○滝本委員長 後ほどお答えになるってということですか。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そうです。

○滝本委員長 寺田委員、いいですか、それで。

○寺田委員 はい。分かりました。

○滝本委員長 じゃ、次行きます。福永委員。

○福永委員 決算書の325ページで主要施策説明書の200ページです。

6款2項1目特定健診診査等事業費についてお聞きます。

特定健康診査及び特定保健指導の実施率の増減理由を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率の減少の理由については次の点が考えられます。

1番としまして、特定健康診査の受診数の減少です。受診者数は令和4年度の3,959人から令和5年度の3,506人で453人減少し、受診率も41.3%から38.6%と2.7%減少しております。この減少の背景にはですね、生活習慣病で医療機関に通院している人が医療機関で同様の検査を受けているため、健診を受けないケースが増えていることが考えられるということです。

2番目としまして、特定保健指導の減少。特定保健指導の実施人数も令和4年度の461人から令和5年度には328人の133人が減少しております。これは健診対象者数の減少に伴いまして、健診指導対象者も減少したことや、前年度に指導を受けた結果、治療や服薬などが開始され、指導対象から外れたことが原因と考えられます。

これらの要因によりまして、特定健康診査及び特定保健指導の実施率が、年々減少していると推測されます。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員、よろしいですか。

○福永委員 分かりました。

ただやっぱり市民がこういう健診とか指導に参加しにくいってということ、ほかにも理由はあると思うんですけども、制度の理解不足であったりとか、経済的な理由であったりとか、その人独特の時間や場所とかの問題であったりとかあるんですけども、そういうものが要因しているというその辺りの理解はどうされていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、健康増進課のほうでお答えさせていただきます。

○滝本委員長 健康増進課健康づくり係長。

○高須健康増進課健康づくり係長 お答えいたします。

福永委員がおっしゃられたように、特定健診を受けない理由っていうところで様々要因があるかと思います。今年度にはなるんですけども健診を受診していない方に関してアンケートを送りまして、自分自身で健康状態をどういうふうに思っているかですとか、その健診費用に関してどういうふうに思われるのかとか、どういう状況になったら受けやすいと考えるかといったところで今ちょっとアンケートを出させていただいて、回答が今少しずつ戻ってきているような状況で、またそこら辺はどういうところが要因で受けないのかといったところの把握に努めていき

いなというふうに考えております。

特定保健指導もですね、市のほうで実施していますと、やはり平日の昼間が中心になっています。訪問させてもらったりとかですね実施率の向上に努めていますけれども、やはり夜間ですとか、休日とかに保健指導希望される方もいらっしゃるかと思います。

そういった中でですね、杏林堂薬局さんとかですね市内の薬局さんに協力していただいて、特定保健指導を選択的に市のほうの保健指導で受けられたりとか、薬局さんで自分がお買物行ったときに予約をして受けていただいたりっていうところで、もう少しその受けやすい環境といったところで検討をさせていただいています。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。

アンケートを今取られているということなんで、それが参加しやすい環境整備やちょっと改善、政策の改善につながればいいなと思います。

○滝本委員長 よろしいかな。荻野委員。

○荻野委員 6款2項1目データヘルス計画策定支援とは、どのような支援を行ったのか教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

データヘルス計画策定支援では、健康課題を明確にするために次の支援が行われております。

データ分析の委託、過去5年間の特定健康診査の結果データやレセプトデータを業者に委託して分析し、医療費や健診結果から健康課題を抽出しました。

次に高血圧症重症化予防事業の実施。高血圧の重症化予防を目的に、昨年度の特定健診で、Ⅱ度高血圧以上と診断されました対象者のうち未受診者に対してアンケート調査を行い、医療機関で受診した人には血圧測定機器を貸し出しました。さらに4か月間継続的な保健指導を実施しております。

このように健康データの分析と高血圧予防の取組を通じて、健康課題の解決を目指す支援が行われました。

以上になります。

○滝本委員長 よろしいですか。神谷委員。

○神谷委員 決算書の19ページになりますけども、翌年度の繰越額が令和4年度よりも9,037万2,554円と大幅に減額となっております。要因をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 主なものにつきましては、歳入では、国民健康保険の被保険者の減少によりまして、5,406万6,319円が国民健康保険税が減少しております。また歳出では、保険給付費が医療の高度化や高齢化などによりまして、7,970万992円増加しておりますので、そのため歳入は減りまして歳出が増えているために9,037万2,000円ほど減額となっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 いや、そこは分かったんです。だから通告させてもらいましたように、主になっていっかね要因を伺いたいなって思ったんです。

要は歳入が減って支出が増えたから、翌年度の繰越しが減った。そこまでは分かるんです。その歳出が、じゃあ増えた主な要因というのはどのように捉えていらっしゃいますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 これはですね、医療費がですねやっぱり医療の高度化によりまして、やっぱり先ほどお話しし

たんですが、やっぱり医療費が上がってしまってるもんですから、その分が増えてしまっているということになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 医療費が上がっているっていうのは承知しました。

そうしますと、これ次年度の繰越金がこれだけ減っていくということは、令和7年度の予算の中ではどのような影響が見通されるっていうか、どのように捉えていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 取りあえずはですね、確かに運転資金というものが足らなくなるものですから、その部分を基金を入れて運営していこうかと思っております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 不足した額ぐらいは基金を取り崩して、5億円ぐらい、5億どれだけでしたかね、基金がありましたけども、それを取り崩して次年度、運営していくっていう、まずそういうお答えということで、はい。取りあえず承知しました。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 全体を通してなんですけども、令和5年度の決算におきまして、所管部署が考えられておる最もクリティカルな課題は何であったのかっていうことを伺います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度においてクリティカルな課題は、国民健康保険事業納付金の問題です。医療費水準の統一によりまして、令和7年度から納付金が5年間かけて段階的に上がることが考えられますので、令和11年度には7,000万円増額する見込みとなっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 国民健康保険事業の納付金っていうことなんですけども、これに対する、続けていいですかね。

○滝本委員長 はい、いいですよ。楠委員。

○楠委員 国民健康保険事業納付金対応っていうことなんですけれども、新しい検討事項等ありましたら教えていただきたいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 一応この問題ではですね財政支援につきまして、県での連携会議と、あとは担当者の会議だとかなどで再三にわたりましての要望を訴えることによりまして、財政支援という形で実施予定となっております。

今後は医療費適正化に対するインセンティブについても要望をしていきたいと思っています。これはですね令和5年度には財政支援という形で決定してるもんですから、今年度以降については令和6年度以降についてはインセンティブがもっとほかにももらえないかという形で要望していきます。

また、新規事業につきましては、システム標準化への移行のことで、国民健康保険システムにつきましては、令和7年7月に移行完了予定なんですけど、現在そのシステムの運用などとか、あとはマニュアルの作成などを実施しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 財政的な支援っていうのは、これは一般会計からっていう考え方なのか、それとも国とか上部のほうから

のインセンティブを期待する、どちらなのでしょう。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 これは一般会計とかではなくて、県からの補助を要望してます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 あともう一点、システムってということなんですけれども、これは国が言っているところの標準的自治体からやってるんじゃないで、国から標準的なシステムの導入っていう考え方でよろしいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりになります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 このシステムが新しくなったことによって、私たち、湖西市のベネフィットっていうかね、何か御利益ってというのはどんなふうなことが考えられるんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特に被保険者に対してはですねどうこう言う話じゃないんですけど、国のほうでやって統一したシステムを入れようかという話になってるものですから、特にプラスの面っていうのはないんじゃないかなと思います。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 質疑で通告をしている中でのクリティカルな課題に対する対応がシステムの導入っていうふうに答弁をされたんですけども、この課題解決に向けて、システムが新しくなることによって、どんな優位性があるのかだけ聞きたかったんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 国から法改正などがですねあった場合に、すぐに対応できるような形になりますので。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 それが国民健康保険事業の納付金に対してもってということなんですかね。前の質問でお伺いしたクリティカルな課題ってということで回答いただいた中での対応策として、システムの更新っていうかね交換っていうふうに答弁いただいたんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 先ほどお話ししましたインセンティブだとか交付金の関係とは全く別物になりまして、多分ね、そういったものも要望しますし、あとはこれ新規事業としてはこういったシステムのこともありますよってという話で説明したわけです。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 別物ってということなんです。じゃ、これから担当部局としてこれから対応していかなあかんのがシステムの変更がちょっと大変そうだなというようなことで理解をしました。

終わります。

○滝本委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて再開します。議案第91号のほうの採決までして、それが終わったら休憩を入れます。

そこで議案第93号をまた、時間を決めて始めるという形にしますので、よろしく願います。ちょっとお昼またいじょうんで。

保険年金課長。

○佐原保険年金課長 ごめんなさい、先ほどの27件と30件の話なんですけど、出生リストというものがあまして、27件については2023年、令和5年度の2月からですね請求があまして、これの一番最後の年がですね令和5年の12月になってるんですよ。だもんですから、1月から3月まで、1月から12月までの間に27件の支払いがありましたということです。

30人については、データっていうかですね年度の支払いデータ、出生の人数ですね。生まれた人数。

生まれた方の出生に伴う資格が取られた方が30件あるという話になります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員、分かった。いいですか。

○寺田委員 これ関連して、追加で聞いてもいいですかね。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 まずこれの反対ですね、決算書の321ページ、主要施策成果の説明書197ページですね。葬祭費のほうですけど、生まれたと逆、死亡のほうね。これが給付件数は83件で、これもまたこっちの加入の189ページ見ると、死亡が87人なんですけど、これ4件単純に申請がなかったってことでいいんですかね。

○滝本委員長 寺田委員別の話ですか。

○寺田委員 別になりますよね、これ、反対なんで。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 いいですかね、ちょっといろいろすごい頭が追いついていなくなっちゃいましたので、ここですごく簡単に言うと、出産育児一時金1,324万7,000円の内訳、積算根拠っていいですかね、決算ですけども。それをちょっと言ってもらえば、どうですかね。もう少し分かりやすくなりませんかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません。1,324万6,760円の内訳になるんですけど、一応50万円の満額を支払ったのがですね。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ゆっくり言ってください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、それが50万円の満額を支払ったのが、件数でいうと26件です。で、支払いの総額としては1,275万8,760円です。で50万円未満の方が1件ありまして、これが48万8,000円になりますので、合計しますと件数が27件ありまして、1,324万6,760円という額になります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、まず27人分の金額は分かりました。

ここに給付件数が31件ってなっていて実際に年度をまたがない、だか何かが27件分がこの金額ですよ。給付件数の31件って主要施策成果の説明書に書かれていますので、この4件の人の対処はどのようにしたのかお伺いします。

給付件数、給付した人が31件ということなので、今27人分の内訳はお伺いして了解しました。あとの4件に対して

は給付はどうされたんですか。この今回の決算には含まれていないという捉え方になるのでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 お答えします。

出産育児一時金は、先ほども申し上げたように医療機関を通して支払うことが多くあります。その関係がありまして、医療機関、静岡県国民健康保険団体連合会を通して市のほうに請求が来るまでに時間を要します。そのこともありまして、たまたまといいますか12月までの出生を令和5年度に支給を対象としたということになります。

1月以降の分になりましても、もちろん支給しないというわけではなくて、令和6年度の予算の中で対応ということになり、請求がこれからその後に来るものですから、令和6年度に支給をさせていただくということになります。

以上です。

○滝本委員長 すみません、皆さんちょっといいですか。

このままいくとね、ずっと同じことを繰り返すような形になっちゃうんで、1回休憩にして、それから整理してもらって、新たに分かるようにお話をしていくという形にしたいと思いますがいいですか。これ続けてもずっと同じことを繰り返すようになっちゃうんで、ちょっと分かってないから、根本的に。だからもう、1回これ止めて、これ下ろすというか、最初からもう一回説明してもらいますから。その形でないと、これずっとそのままこれ行ってもね同じことを繰り返すだけだから。

まずは休憩しましょう。

一応次始めるのは13時ということで、お食事をして、ゆっくり数字合わせをしてください。お願いします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて始めたいと思います。

途中になってるところから行きます。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 よろしくお願いします。

先ほどの案件からですね、続きまして説明いたします。

向こうで説明させていただきます。

○滝本委員長 どうぞ。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 まずですね、189ページ主要施策成果の説明書を見ていただいてよろしいでしょうか。

これの先ほど出生異動人数30人あったんですけど、これについては、令和5年4月から令和6年3月31日までに生まれた人数が書かれております。これについてはね。

今回は令和5年4月1日から始まって、令和6年3月31日までの出生の人数っていうのが30人あります。

次にですね、ここの令和5年の2月分から令和6年の1月分までなんですが、これについては生まれまして、それから請求、いろいろな手続を取られて請求書もらった中で支払いができる、令和5年度中に支払いができる件数が27人おりました。

そのうち、例えば、一括で払える方、50万円をもらっていて50万円を払った方については一括で払っています。例えば48万8,000円、例えばなんですけど、48万8,000円、例えば50万円を支払いたいんですけど、医療機関からの請求については41万8,760円という金額があったんですけど、これの残金8万1,240円というのはまたお支払いしてないものですから、これは個人の方から請求があれば支払うことが可能です。それと合わせて1件、2件分ということで、これ2件分になります。それが全部合わせて31件あったという内容になります。

先ほどの神谷委員のですね内訳なんですけど、質問に対して50万円の満額は26件ありましてということで1,275万

8,760円だと、50万円未満の額はですね48万8,000円で合計が27件で1,324万6,760円だというお話をさせてもらったんですが、ちょっとこれをね、訂正させてください。例えばですね、50万円の満額の支払いというものが23件ありました。これで合わせると1,150万円です。次にですね48万8,000円の支払いという支払いが1件あって、それは48万8,000円なります。あと、令和4年度以前ですね出産の件数は、出産の金額はですね50万円ではなくて、以前のものについては42万円だったものですから、42万円のものが2件ありましたので84万円という形になります。

先ほどから説明させていただいています50万円のうち41万8,760円、これ医療機関のほうから請求があった額がこの41万8,760円になります。これの27人分を全部合計すると1,324万6,760円ということになります。これのことについてですね、これが内訳になります。

ですので、先ほどからお話しします27人分というものがここにあるんですけど、4件分がかぶっていますので、この4件分足しまして、合計が31件ということになります。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ついでにね、そのかぶってるってところをちょっと説明していただけますか、4件分のね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 分割で払ったものが4件分あったという話です。

はい、以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 結局は実際に生まれた方は、生まれたお子さんというのは27人で、だけど分割で払ったというのと、それも1つにカウント、だから1人の人が2回なら、例えばね2回分割だったらそれが2つてカウントされるので、その数字が31つて、4件プラスになりましたよということなんですよ。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりでございます。

○神谷委員 やっと、取りあえず分かりました。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、計27人の下に矢印が来てますけど、その一括18人18件分割9人13件というのは、これは関係ないの、その数字は。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 これですか。これがさっきから言っている27件の内訳が、これが一括で払ったのが18人分ありまして、あとは分割で払っている方のうちの9人分が合わせて27人。で、一括で払ったものが18件ありまして、分割で払ったものが全部で13件あったものですから、これを合わせると31件と、そういうような形になります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、9人で分割で、9人が2回に分けてもらってるってことじゃないの。9人がそれぞれ2回に分けて分割なもんで。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 お答えします。

前年度に出産育児一時金の1回目のお支払いをしまして、2回目が令和5年度の予算で対応したのものもあります。先ほど課長のほうから御説明させていただいたとおり、令和5年度に1回目を支払い、6年度2回目を支払ったという方も中にはいらっしゃいます。そうしたところから、人数と件数の差異が生じております。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、今回のその令和5年度で払ったのは9人で13件ってなってますけど、13件を令和5年度に払ったってことだね。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 お答えします。

実数の出生児の人数としては、9人となります。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 何かよう分からん。

その分割で払った9人のうちの何人かはもう令和4年度に1回目ももらってるってことなんでね。それは何人って。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 すみません、ちょっと自席のほうに資料がありまして、今ちょっとこの場でお答えすることができません。申し訳ありません。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 いい。

○寺田委員 はい。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 14人も多く生まれているのに、出産育児一時金等繰入金っていうのが減ってるんですけども、これで人数とかそういうものに関係ないんですかってお聞きしたと思うんです。

令和4年度が1,008万円で、令和5年度が1,000万円なので、人数がすごい増えてるにもかかわらず、繰入金の額がちょっと減っていたので、どういうものかなと思ってお聞きしたんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 ちょっとすみません、今の言われてるのは、出産育児一時金が14件の増の大きな要因はどのように捉えてるっていう話のことを言われてるんですよ。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 もう一回質問したときに、8万円減額になったけれども、どういうことでしょうかというのをお聞きしたと思うんです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 ちょっとお待ちください。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっと休憩をお願いします。いいですか。

○滝本委員長 はい。暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後1時18分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて、次に進んでいきたいと思います。神谷委員。

○神谷委員 ただいま休憩中に御答弁いただきまして、了解しました。人数に関係なく前の数値等に従って予算編成をしているということで承知しました。人数に関係がないということが分かりましたので、終わります。

○滝本委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいます。まだありますか。寺田委員。

○寺田委員 先ほどの資格喪失のほうを聞いていいですかね、反対の。

○滝本委員長 資格喪失。

○寺田委員 死亡の方ですね。

○滝本委員長 答え出てなかったか。

○寺田委員 ええ。

○滝本委員長 後でっていう。

○寺田委員 はい。

○滝本委員長 それ、どう、できますか。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

例えばこの中の中です。189ページに書かれておる中の喪失の案件の中で、死亡というものが87件あります。これは先ほどの出生と同じような形でカウントというかですね住民台帳ですかね、そちらの方に抜けた数が87人いたということになります。

この中の中です。197ページです。ここの中の件数、葬祭費の件数なんですけど83件というものになってますけど、ここで4件の違いがあるけどなぜだかっていう話なんですけど、これはあくまでも請求があった件数が83件であったと。例えば4件の場合なんですけど、例えば年度をまたいでしまったとか、あとは相続される人がいないだとか、そういう場合なんですけどやっぱり請求がないもんですから、そういった感じになります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると請求がなかったということなんですけど、周知がしてなくてですね、払いそびれちゃったと、そういうことではないということですね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりです。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 この中にも、保険料滞納者はないですよ。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 確認は特にはしてないです。葬祭費については特に国民健康保険税を滞納者については、それを当てるといことはあまり考えてない。デリケートな部分があるので、一応当てるといことは考えてないです。

やってはいいです。以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 遺族に対してですね、亡くなった方がこっだけ滞納してましたよっていうことはお知らせするんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 相続に対しては、それは話をします。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 それで回収ができた実績ってあるんです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 多分0ではないと思いますが、多分ないと思われます。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 はい、分かりました。

○滝本委員長 いいですか。

○寺田委員 はい。

○滝本委員長 ほかにありますか。お聞きになりたいこと。福永委員。

○福永委員 すみません、ちょっと国民健康保険の基金の運用についてお聞きしたいんですけど、最低基金の金額って設定されていると思うんですけど、それはどうなってるのかということと、ちょっと算出方法を教えていただけたらうれしいです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 ちょっとお待ちください。

○滝本委員長 保険年金課長国保年金係長。

○藤田国保年金係長 すみません、では御説明させていただきます。

基金につきましては、明確に幾ら置いとくってという取決めは実際しておりません。資金不足が生じたときですとか、有事の際ですね、必要なものを取崩しをして使用していくという方法を取っております。

今後、保険料水準が統一されていく中で、県のほうで基金の在り方についても示してもらえるとということですので、それまでは一定額は取っておこうかなという方針で今います。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 今のところ決めてないということですよ。また今後検討、関係の中でやっていくということですよ。

何か私の理解では基金の下を決めるってことは、やっぱりそれを下回らないように、リスクマネジメントがよくできるってことだと思いますので。はい、分かりました。

○滝本委員長 いいですか。

○福永委員 はい、いいです。

○滝本委員長 ほかにございますか。いいですか。

それでは最後に、全体を通して質疑のある方はいますか。あれば。よろしいですか、皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 ないようなので質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 ありませんね。

これをもって討論を終了したいと思います。

これより議案第91号令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○滝本委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。全員賛成ということで。

〔発言する者あり〕

○滝本委員長 賛成多数ということで、議案第91号については終了いたします。

続きまして、議案第93号令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書24ページから27ページ及び352ページから359ページ、主要施策成果の説明書は216ページから221ページまでとなります。

これより、質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について質疑を行います。

よろしいですか、じゃ、神谷委員。

○神谷委員 決算書352ページ、説明書218ページです。1款1項1目被保険者における自己負担割合、1割から3割までの人数及び割合をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度末におけます後期高齢者医療の被保険者数が9,262人のうち窓口での自己負担の割合なんですけど、3割負担の方というのはですね633人おまして、それから6.9%の方がですね3割負担となっております。2割負担の方がですね2,087人です。22.5%の方が2割負担ということになっております。あとは1割負担の方なんですけど、この人数なんですけど、6,542人ですね、これが70.6%になります。で、あと3割負担の方なんですけど、令和4年と比べまして0.4%減少です。2割負担の方なんですけど、これについてはですね、令和4年度末と比べて0.1%増加しております。で、1割負担の方なんですけど、令和4年度と比べまして0.3%ほど増加しております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○滝本委員長 よろしいですね、次。歳入のところ。寺田委員。

○寺田委員 決算書352ページ、説明書218ページ、1款1項1目で保険料軽減対象者の数と割合を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度末の保険料の軽減対象者についてはですね、全体の被保険者の9,262人のうちですね6,072人、61.3%に当たりますが、保険料の軽減を受けております。

保険料軽減の所得基準は世帯の被保険者数によって異なるんですけど、単身世帯の場合にはですね7割軽減の方は所得が53%以下の方になります。5割軽減の方については、所得が72万円以下の方になりまして、2割軽減の方についてなんですけど、所得が96万5,000円以下の方というものになります。

また社会保険の被扶養者であったものは、後期高齢者医療制度に加入してから2年間、5割軽減を受けることが可能になってます。軽減が適用されますと、均等割額が7割だとか5割だとか2割の軽減を受けることが可能になります。

あとですね、軽減対象者数の内訳なんですけど、7割軽減を受けられている方が2,879人おまして、それが29.1%、5割軽減を受けられている方は1,666人おまして、それが16.8%、2割軽減を受けられている方が1,455人の14.7%、あと社会保険の被扶養者だった方が全体の72人おまして、0.7%になります。これによって多くの低所得者が保険者の軽減措置を受けていることが分かります。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 続きまして、歳入で神谷委員。

○神谷委員 決算書352ページ、特別徴収と普通徴収の状況をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度の割合については、特別徴収の方が7,442人、これ82.1%の方です。次に、普通徴収の方なんですけど

1,619人、17.7%であります。

令和5年度は、特別徴収は374人増加しまして5.3%の増加、普通徴収の方はですね54人増加しまして3.4%減ということになっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 あくまでも何ていうんですかね、未納とか滞納を阻止するためにも特別徴収をもっともっと進めていかないといけないと思うんですけども、これだけの数字が上がってるっていうことはある程度努力が出ているかなっていうふうに取れるんですけども、担当課としてはどのように受け止めてますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 担当課としまして、窓口にお越しになられて、初めてなられる方で、そういった方については特別徴収になりますってことを一言言ってあげた中で、特別徴収を理解していただいているというふうに思ってます。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

特別徴収にしてもらうほうが楽ですもんね。はい。よろしくお願いします。

終わります。

○滝本委員長 続きまして、楠委員。

○楠委員 同じく歳入で、保険料収入において、普通徴収保険料が令和4年度比、昨年度比ですけれども1,400万円減少しているんですけども、その要因を伺います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特別徴収での被保険者数が増えたためです。令和5年度においてですね、保険料を特別徴収で納付した方というのはですね7,442人おります。また普通徴収で納付された方というのはですね1,619人おります。これは令和4年度には、特別徴収7,068人で普通徴収が1,565人よりも令和5年度の特別徴収が増えていると考えます。また普通徴収についても減少しているものと考えます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 なのでその理由を伺いたかったんですけども。いや、僕らの頑張りですって言ってくれないの。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 保険料の軽減基準の拡大が影響していると考えております。

まず、年金の特別徴収となるのはですね、原則として年金額が年額18万円以下であること、介護保険との合計が年金額の2分の1以下であることの2点に該当することが条件になります。

令和5年度の老齢基礎年金の年額は大幅というわけではありませんけれども、令和4年度より増加していることから、先ほど話しました年金額年額18万円以上ということに該当する被保険者が増加したことが考えられます。

さらに低所得者の保険料も軽減基準等拡大によりまして、保険料が減額になります。

先ほどの介護保険料との合算の年金額が2分の1ということなんですけど、そういった方の増加が考えられます。また年金のみの収入とする高齢者もいらっしゃるから、年金額18万円未満となる普通徴収の方が低所得者の保険料の軽減措置の対象となります被保険者の比率が高いと考えられ、特別徴収額が増加して、普通徴収が減収となった動きになったのではないかと推測されます。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 権限、ルールが変わったとか、そういうわけではない。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特にルールは変わってはいません。基準が拡大しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 それは令和5年度から、その基準が拡大をしたっていう理解でいいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりでございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。終わります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 歳入の352ページです。

1款1項1目収納率をお伺いします。

先ほど特別徴収とか普通徴収をお伺いしたんですけども、全体の収納率をお聞きします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和5年度の収納率についてはですね、現年分は99.82%です。昨年よりも0.3%増加上昇しております。

また滞納繰越分についてはですね51.66%です、これが1.58%下がっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 やっぱり特別徴収でやっていったほうが収納率も絶対に上がるってことですよね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 じゃ、福永委員。

○福永委員 決算書の352ページで主要施策成果の説明書は218ページです。

4款1項1目の繰越金が昨年度と比べ減少した理由を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度の繰越金が前年度と比較して減少した理由は、令和3年度から令和4年度への繰越金が一時的に増加した特別な要因があったからです。

具体的にはですね、令和3年度の最終日である令和4年3月31日分です、保険料の納付データがですね、これは1,869万5,800円が翌日の4月1日にですねデータ連携ができなかったということが原因であります。そのため令和3年度分ではですね収納ができなかったものですから、これが令和4年度に回ってしまったということが繰越金にも一時的に増加した理由になります。

以上になります。

○滝本委員長 いいですか。福永委員。

○福永委員 予期しない費用の発生ということで捉えたらいいんですよね。分かりました。

○滝本委員長 続きまして、歳出の方に移っていきます。

荻野委員。

○荻野委員 1款1項1目後期高齢者医療広域連合の負担金が昨年と比べて増加している理由を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

静岡県後期高齢者医療広域連合の負担金は、広域連合一般会計負担金と広域連合特別会計負担金の2つに分かれています。

広域連合一般会計負担金は、後期高齢者の医療の連合会ですね、静岡県後期高齢者医療広域連合の議会関係の経費、あとは事務所の賃貸料だとか、あとは施設の管理費などの事務経費、あとは総務室などにですね一般会計で負担する職員の人件費などを賄うための負担金であります。

次にですね、広域連合特別会計負担金なんですけど、事業を実施する経費です。医療給付に伴う電算システムだとか、レセプト点検などに要する経費の費用になります。あと医療給付室のほうでですね、特別会計で負担する職員の人件費などを賄う経費がその負担金になります。

増額の理由としましては、広域連合一般会計負担金は、主に広域連合の事務所で使用しているシステム改修に伴う経費の増加、広域連合特別会計負担金についてはですね、被保険者増加に伴う事業経費の増加となります。

以上になりますね。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○滝本委員長 次は、楠委員。

○楠委員 同じとこなんですけれども、あらあら分かったんですけれども、負担金の増加っていうのは。

湖西市がね、お達者度が県下でも高いところね、1、2位みたいなのところにいる、これの何か影響分っていうんですかね、それに対するインセンティブみたいなものは、負担金の中では発生してこないのでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについてはですね、お達者度のペイオフについては静岡県後期高齢者医療広域連合などにですね問合せをしたんですけど、残念なことではありませんでした。

以上になります。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 補足させていただきます。

事務費負担金ですので、保険料給付事務などを進めるための経費となります。

そういったところから、医療費がちょっと少ない、医療費の支出が少ないとしても、そこに還元されるものはございません。

以上となります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうしたときに、そうすると、何か湖西市頑張っているメリットっていうのはどういったところで発生してくるんですか。お達者度が高いよ、そんなに費用、ほかの自治体と比べて抑えてる、頑張ってるの私たち、湖西市としてのメリットっていうのは、何か発生してくるんですか。

○滝本委員長 保険年金課長代理。

○山中課長代理兼後期高齢者医療係長 お答えします。

後期高齢者医療の医療制度のほうですけども、まず運営主体が全ての市町が加入する静岡県後期高齢者医療広域連合が主体となっております。

静岡県後期高齢者医療広域連合のほうで保険料のほうを決定し、市町が保険料集め全ての集めた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合に渡し、静岡県後期高齢者医療広域連合が医療給付、保健推進事業など全てを執り行っている形になります。

そういったところから、市町のほうが独自に取り組んだものがあっても、そこに反映されるという制度が現

状ないところになります。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 やっぱりモチベーションって大切だと思うので、何かこうね、湖西市の中も何かね、財政課と相談してもらって、何かそうすると、何か私たちもね、年取っても元気でいられたらいいことあったなっていうのがね、なるかなっていうふうに思いましたんで。

はい、ここの件は終わります。残念です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 続いてなんですけども。

ちょっともう少し掘り下げてなんですけれども、やはり一般管理費がまたね、負担金の中でも多くなっていると思うんですけども、一般管理費の増えている理由みたいなのを伺いたいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

後期高齢者医療広域連合負担金が増額になったことから、一般管理費が前年より増額となっております。後期高齢者医療広域連合の負担金の増額の理由としましては、一般会計は主に静岡県後期高齢者医療広域連合事務所で使用している先ほどと同じような理由なんですけど、システムの改修費だとかの増加をしております。あと特別会計の負担金はですね、被保険者増加に伴いまして事業経費の増加となっております。

なお、例年、静岡県後期高齢者医療広域連合のですね負担金なんですけど、静岡県後期高齢者医療広域連合から概算請求を受けてですね支払いをした後、翌年度に精算を行って、その差額を静岡県後期高齢者医療広域連合から返還されます。令和5年度のですね概算払い金額なんですけど、一般会計の負担金が238万8,000円、特別会計の負担金なんですけど2,009万2,000円、特別会計のほうは2,009万2,000円です。

今年度精算を行いましてですね、実負担なんですけど、一般会計の負担金が229万1,386円です。で、前年比39万8,442円の増、特別会計の負担金がですね1,256万4,230円で22万459円の増となっております。差額についてはですね10月に返還予定となっております、9月に補正のほうを計上させていただきました。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 丁寧にありがとうございます。

基本的に一般管理費で、増えているのはシステムの更新の費用が積まれたという理解でよろしいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりであります。

以上であります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。終わります。

○滝本委員長 続きまして、神谷委員。

○神谷委員 決算書356ページ、説明資料220ページの1款2項で保険料収納状況がよくなっている理由はいかがでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度に、保険料の収納状況を改善するために行った努力は、3点あります。まず、新規加入者の口座振替の促進です。新規加入者等に対しまして口座振替を積極的に推進しまして、自動的に保険料が引き落とされるようにす

ることで納付漏れを防ぎました。次に、電話催告の実施です。催告書を送付する前に電話で催告を行ったりとか、早期納付を促すことで、滞納を防ぎました。次に、臨戸訪問による対応です。納付の約束を守らない滞納者に対して、繰り返し自宅を訪問して直接話し合うことで自主納付を促しました。

これらの職員の努力によって、収納率が上がりまして、令和5年度には県下で保険料収納率が上昇した部門というものがあるんですけど、その表彰を受けております。本市はですね、23市の中で、前年比で最も収納率が上昇した市ということで評価されました。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっと聞いてると臨戸訪問で成果が上がったってということもあるかなと思うんですけども、これは現職員の方が臨戸訪問2人ペアになっていくとか、どなたか依頼して、こういうことが専門の方に依頼して臨戸訪問等を行ったのか、ちょっとそこをお願いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

職員がですね臨戸訪問2人ペアになって出かけておりますので、職員でやってます。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 職員の方で臨戸訪問でね、何ていうんですかね、今働き方改革とかいろいろ言われる中でね、昼間いらっしやればいいんでしょうけれども、なかなかそういうお宅ばかりでもないとするね、なかなか大変かなと思いますけども。

取りあえず分かりました。終わります。

○滝本委員長 続きまして楠委員。

○楠委員 今の答弁の中でも、徴収のほう頑張っておられて収納率上がってるよってということなんですけれども、徴収費がですね、予算に対して決算が60万円減額されているってことは、かなり効率を高められたなっていうふうに思うんですけども、そのコスト削減の要因みたいなのを教えていただければと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 予算額と決算額の差が最も大きいのは印刷製本費なんです。予算残額が27万6,860円となります。印刷製本費の予算残額が発生した理由としましては、印刷単価が予算請求時よりも安く発注することができたこと、また、予算要求時に、次年度印刷が必要と考えていた帳票などが在庫の見込みがより多くなったために発注を見送ったということがあります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 印刷製本費の部分で削減をされたっていうんですけども、これはあの在庫あったので費用が下がったっていう理解なんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それとは別だと思えます。在庫が多かったものですから、多かったっていうか、その点の部分はあったものですから、その分、印刷わざわざしなかったということになります。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そうすると、予算を策定したときにもう既に印刷物はもう在庫としてあったっていうことなんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 多分足らなくなるんじゃないかという話です。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 足りなくなったという予測なんだけれども、実際に足りたっていうのは何か要因があったんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 実際に発注しなかったのがですね、督促状に絡む封筒なんですよ。だもんですから実際の滞納者というので督促状を送らないとまずいもんですから、ちょっと滞納者が減ったというのが主な要因ではないかなと思われま。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 おおむね分かりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 次、神谷委員。

○神谷委員 後期高齢者医療広域連合納付金におけます低額所得者の保険料軽減負担分の内訳と、769万2,000円の増額となった理由をお伺いしますと通告しましたが、これ先ほどの寺田委員への答弁とダブりますかね。ダブるんでいいですね、ダブるということで。

じゃ、そこの答弁は結構ですので、増額となった理由をお伺いします。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 軽減の拡大ということが一つの理由ではないかなと思われま。

以上です。

○滝本委員長 ちょっとよく分からない。神谷委員。

○神谷委員 すみません先ほどの寺田委員の答弁のときにいっぱい数字を述べていただいて、メモし終えませんでした。

769万2,000円増額って言ったのは、軽減枠が拡大したっていうことだと。軽減枠がどのように拡大したからこういうふうに増えたっていうのが、ちょっと御説明願いますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 もう一度説明させてください。

令和5年度から軽減が拡大したものは2割、5割、7割の軽減のうち、2割、5割の軽減になります。軽減の基準はですね、被保険者数等によって計算が異なるんですけど、単身の被保険者を例にしますと、2割軽減への対象は令和4年度の所得95万円以下からですね、令和5年度が97.5万円以下と変わっております。95万円から97万5,000円に変わりました。5割軽減の方なんですけど、令和4年度の所得が71万5,000円です。71万5,000円以下から令和5年度については72万円に拡大をされました。

これによってですね、5割軽減の対象者数なんですけど、令和4年度が1,255人に対しまして、令和5年度には1,666人、前年度より411人の増加で、2割軽減の対象者数なんですけど、令和4年度では1,218人に対してですね、令和5年度は1,455人、前年度より237人が増えております。

低所得者保険料の軽減のですね負担金額については、令和4年度が1億1,538万5,000円から令和5年度には1億2,307万7,000円となりまして、769万2,000円の増となっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに上限額が引き上げられたっていうことによって、この負担軽減の対象者が増えたので、こちらの額が増えましたよ、そういうことですね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○滝本委員長 じゃ、楠委員。

○楠委員 またかっていうことなんですけれども、後期高齢者医療事業特別会計におきまして令和5年度の決算、所管部署が考える最もクリティカルな課題は何であったか伺います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度の滞納繰越分の保険料の調定額が382万650円でありまして、前年度よりも177万7,550円が増額となっております。また収納額は202万9,900円で、前年よりも93万6,350円の増額となったものの、収納率が1.58%低下しているということです。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 収納率が高い、滞納の繰越分についてってということについて苦慮されているということなんですけれども、次の質問ですけれども。そういった課題に対して、来年度に向けた検討事項等ありましたら教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和5年度はですね、特に滞納繰越分の収納対策としまして、督促状の送付のほかに電話催告、あとは文書での催告、あとは臨戸訪問を行っておるんですけど、年度によりまして、実施回数が異なっておりますね、計画的な収納対策が実施できていませんでした。

ですので、令和4年度と令和5年度を比較しますと、文書での催告回数は前年より2回減っております。あとは2回の実施となっております。電話催告については、令和5年度は保険料分納者に対しまして、年金支給額に納付相談を行っていたんですけど、前年より2回減っております。3回の実施となっております。

今後、滞納対策についてはですね、年間スケジュールを立てて、滞納者へ定期的に納付相談を行うよう事務を進めてまいります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 今までね、令和5年度は、具体的にどういったタイミングで督促、電話ですとか文書で通達、何かがあったタイミングっていうのはあったんですか。ない、なく、電話とか文書が行われていたのか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 電話催告については6月、10月、12月に実施しております。あとは臨戸訪問については、11月と12月に実施しております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 今答弁いただいたように、計画があったわけなんですよね、令和5年度も。じゃ、今度また計画表をつくるっていうふうに言われると、何をやられるのかなってちょっと思ったんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特に計画がなくでですね、スケジュールも決まってないわけなんです。例えばですねぼちぼちやらないといけないんだとか、そういったものを思いつきとかですかね、何て言うかな、このぐらいの時期にやりますかっていう話は決まっていたと思うんです、ぐらいにやりますかっていうぐらいしか決まっていなかったというこ

となんです。ですので今年度以降についてはですねきっちり決めた中で、10月にやりますだとか11月にやりますだとか、それを決めた中でやっていきたいと考えております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 頑張ってください。

終わります。

○滝本委員長 質疑は終わりますけれども、全体見て、ほかにありますか。福永委員。

○福永委員 外国人の被保険者とか高齢者に対する対応として、何か特別な取組とか課題みたいなものはありましたか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 国民健康保険と同じですね、文書を出していくときには翻訳したものをつけて一応出していると思っております。あとはですね実際の人数なんですけど、後期高齢者医療保険に入られている外国人というのは非常に少ないわけなんです。なもんですから、あまり私たちが目にするものはないのかなってというような気がします。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 今のところ、そういうことですね。

ただ長期に住まわれている方が多くなってきていて、だんだんと後期高齢者医療保険入ってくると思いますので、その点ちょっと将来を見込んで、いろいろ特別な対策っていうのはやっぱり考えておかないといけないんじゃないかなと思います。

はい、いいです。

○滝本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 いいですか。これで質疑のほうは終了します。

これから討論に入ります。討論のある方はございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 これより議案第93号令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○滝本委員長 挙手全員です。

よって本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

最後に、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本件につきましては、8月27日、議員全員協議会で協議をしたところ、当総務経済委員会で意見書案の作成を行うことについて、議員全員が賛同されました。

つきましては、この意見書案について、当総務経済委員会にて作成し上程いたしますので、議員の皆様におかれましては、現在お配りしている意見書案への御意見をお願いいたします。

それでは意見書案について、事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局 では、事務局より報告いたします。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

東海地震及び東南海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要が生じている。

したがって、東海地震及び東南海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月7日提出

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 宛

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

静岡県湖西市議会

以上となります。

○滝本委員長 それでは意見書案について、事務局の朗読が終わりましたので、皆さんにお諮りします。

意見書につきまして、事務局が読み上げたとおりとし、当総務経済委員会から「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、本会議に上程することに御異議ございませんか。いかがでしょうか。

いいですか。

〔発言する者あり〕

○滝本委員長 提出するのが10月7日だね。それまでに提出してくれって。

こちらの意見がこれでいいかどうかというのを言わなきゃいけない。そういうことですよね。

〔発言する者あり〕

○滝本委員長 御異議はないですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 異議なしと認めます。

それでは、このように上程させていただきます。

以上をもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 2 時 25 分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 滝本 幸夫